

マイナンバー法に関するQ & A

【本Q & Aに関係する用語解説と基礎知識】

□ マイナンバー法

正式な名称は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」という。法律上、正式な略称や呼称が定められているわけでは無いことから、「共通番号法」「番号法」等、「マイナンバー法」以外にも複数の通称が存在している。

□ マイナンバー制度と目的

制度自体の名称も、「マイナンバー制度」「共通番号制度」などの通称があるが、政府の正式名称は「社会保障・税番号制度」である。

住民票を有する全ての人に、1人1つの番号が付され、複数の機関に存在する個人の情報について、同一人の情報であることが確認でき、社会保障、税、災害対策の分野で行政サービスの効率化等に役立てられる、とされる。

※ 詳しくは、内閣官房ホームページをご参照ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/gaiyou.html>

□ 個人番号

マイナンバー法に基づき、住民票コードを変換して得られる12桁の番号。

□ 個人番号カード

個人番号カードは、本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになるICカードのことをいう。交付手数料は、当面の間は無料（本人の責による再発行の場合を除く）。

表面には・氏名・住所・生年月日・性別・顔写真・電子証明書の有効期限の記載欄・セキュリティコード・サインパネル領域（券面の情報に修正が生じた場合、その新しい情報を記載（引越した際の新住所など））・臓器提供意思表示欄が記載され、個人番号は裏面に記載される。なお、個人番号カードの交付は平成28年1月から開始される。

※ 詳しくは、総務省ホームページをご参照ください。

http://www.soumu.go.jp/kojinbangou_card/03.html

□ 法人番号

株式会社などの法人等に指定される13桁の番号。個人番号と異なり、原則として公表され、誰でも自由に利用できる。

※ 詳しくは、国税庁ホームページをご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/houjinbangou/kuwasiku.htm>

□ 管理組合法人

本Q&Aにおいて、区分所有法第47条に規定される管理組合法人をいう。

□ 法人格を有しない管理組合

本Q&Aにおいて、管理組合法人でない管理組合をいう。

□ 収益事業

法人税法第2条第十三号ならびに法人税法施行令第5条各号に規定される事業をいう。

不動産貸付業、駐車場業ほか、全34事業から構成される。

【Q & A】

1. 法人格を有しない管理組合の法人番号の指定

法人格を有しない管理組合に法人番号が指定されることがありますか。あればどのようなときですか。

【回答】

法人番号が指定されることは、原則としてありません。ただし、管理組合が直接、管理員を雇用する場合又は収益事業を行うような場合で、給与等の支払をする事務所の開設等の届出書、収益事業開始の届出書、消費税課税事業者届出書等を提出することとされている場合には、法第58条第1項の規定により法人番号が指定されます。

【参考】マイナンバー法

(通知等)

第58条 国税庁長官は、政令で定めるところにより、法人等（国の機関、地方公共団体及び会社法（平成17年法律第86号）その他の法令の規定により設立の登記をした法人並びにこれらの法人以外の法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）であって、所得税法第230条、法人税法（昭和40年法律第34号）第148条、第149条若しくは第150条又は消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の規定により届出書を提出することとされているものをいう。以下この項及び次項において同じ。）に対して、法人番号を指定し、これを当該法人等に通知するものとする。

※ 平成28年1月1日以後、第58条は、第39条に置き換わります。

2. 管理組合法人の法人番号の指定

管理組合法人には、法人番号が「自動的に」指定されるのですか。

【回答】

管理組合法人は、区分所有法第47条第1項の規定から、主たる事務所の所在地において登記をすることが求められています。前記マイナンバー法第58条第1項のとおり、管理組合法人には、法人としての活動実態（ここでは管理員の直接雇用や収益事業などをいう。）の有無によらずに、法人番号が指定されます。

3. 法人番号の公表

指定された法人番号は公表されるのですか。また例外はありますか。

【回答】

マイナンバー法第58条第4項の規定により、管理組合法人の法人番号は、特段の手続きなく公表されます。また、法人格を有しない管理組合で、収益事業を行う等して法人番号の指定を受けた管理組合の法人番号は、その代表者の同意のもと、公表されます。

なお公表されている法人番号は、個人番号と異なり、自由に流通させることができ、官民を問わず様々な用途で利活用するものとされています。

【参考】マイナンバー法

(通知等)

第58条第4項 国税庁長官は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により法人番号の指定を受けた者（以下「法人番号保有者」という。）の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表するものとする。ただし、人格のない社団等については、あらかじめ、その代表者又は管理人の同意を得なければならない。

※ 平成28年1月1日以後、第58条は、第39条に置き換わります。

4. 公表されている法人番号の利用

管理組合（法人格の有無にかかわらない。）の出納業務の中で、法人番号（の利用、）が必要になることがあります。またその場合、管理業者が当該法人番号を利用して良いのですか。

【回答】

今後、金融機関がどこまで利用するかにもよりますが、公表されている法人番号は自由に流通することができます。しかしながら、管理組合の出納に必要な情報の提供等を管理業者の裁量でどこまでを行うか等は、管理組合との事前協議によることが、より望ましいといえます。

なお、平成28年1月1日以後、所得税法の改正が予定されています。【参考】

【参考】

所得税法第224条（概要）（施行：平成28年1月1日）

国内において、利子等につき支払を受ける者は、その利子等の支払の確定する日までにその者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び住所）を、その利子等の支払をする者に告知しなければならない。

5. 身分証明書としての個人番号カード

管理組合の理事長の交代により、管理組合が口座開設する金融機関の通帳等の名義替え等を行うため、身分証明書として「個人番号カード」の原本の提出またはコピーの提出を受けた場合、受領して差支えないですか。

【回答】

個人番号カードは、金融機関等本人確認の必要な窓口で身分証明書として利用できますが、個人番号をコピー・保管できる事業者は、行政機関や雇用主等、法令に規定された者に限定されています。個人番号が記載されているカード原本を受領したり、個人番号の記載のある裏面のコピーを受領、保管することはできません。（＝身分証明書として、カード表面のコピーを受領することは可。ただしこの場合でも個人情報取扱事業者として適切に取り扱うことが求められます。）

以上